

平成 21 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 21 年 8 月から平成 22 年 3 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

区 分	所管法人 ・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
社会福祉法人	43	18	18	100.0	121
一般法人	28	17	17	100.0	113
保育所のみ法人	14	0	0	-	-
社会福祉協議会	1	1	1	100.0	8
児童福祉施設等	64	64	62	96.9	282
認可保育所(公設公営)	10	10	10	100.0	27
" (公設民営)	4	4	4	100.0	21
" (私立)	41	41	41	100.0	205
認可外保育所(事業所内)	6	6	4	66.7	10
" (事業所内以外)	3	3	3	100.0	19
老人福祉施設	8	0	0	-	-
養護老人ホーム	2	0	0	-	-
軽費老人ホーム	6	0	0	-	-
合 計	115	82	80	97.6	403

所管法人・施設数は、H21.4.1 現在

(3) 特別監査(調査)

社会福祉法人

実施なし

児童福祉施設等

1 認可外保育所について実施

老人福祉施設

実施なし

(4) 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課(平成 21 年 4 月新設)職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 21 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保

入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

職員の意欲向上につながる就業環境の確保

法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

特別監査(調査)

1 認可外保育所に対して特別調査を実施し、実態解明を図った。是正改善する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、改善状況の確認を行った。

一般監査(調査)

社会福祉法人

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、法定期間内での登記、定款変更の認可申請、財産管理など基本的な事項において不適切な事務処理が見受けられた。また、経理処理では随意契約を締結する際の理由が明確にされていない事例が多々見受けられた。その他、就業規則・給与規程の実態との乖離等、労働基準法等関係諸法に即していない事例が見受けられた。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

児童福祉施設等(保育所)

施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、希望保育を実施する際に保育を規制する文書通知や申請書の提出、弁当を持参させている事例が見受けられた。労働環境については、労働時間、勤務体制及び休憩場所の確保等に問題が見受けられた。安全・防災対策については、消火訓練が毎月1回以上行われていない施設が見受けられた。また、改定された保育所保育指針に対しては、各施設で取り組みに格差があった。その他、現金管理、決裁規程に基づく事務処理及び小口現金の取扱いにおいて不適切な事例が見受けられた。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

(7) 平成21年度の主な指摘事項

社会福祉法人

定款変更に係る理事会の審議後、遅滞なく定款変更認可申請が行われていない。

所轄庁の承認を得ないまま、基本財産が処分されている。

資産総額の変更登記、理事長の重任登記が法定期限内に行われていない。

監事監査時にチェックリストの活用がなされていない。

随意契約を行う際の理由、1社のみ見積とする場合の理由が明確でない。

経理規程に基づく内部経理監査が実施されていない。

通帳、印鑑の管理が同一職員により行われている。

小口現金の保有額が経理規程で定める限度額を超えている。

予算が不足しているにも関わらず、補正等の予算措置をしないまま支出されている。

就業規則が勤務実態と乖離している。また、労働基準法等関係諸法の水準を下回っている。

給与規程が支給実態と乖離している。また、諸手当が拳証資料のないまま支給されている。

児童福祉施設等(保育所)

希望保育を実施する際、依頼文書に保育を規制するような条件付けや申請書を求めている。

希望保育を実施する際、弁当持参となっている。

時間帯・ローテーション勤務による職員の配置基準が充足していない。

新保育所保育指針の保育士間の学習会や研修会が実施されていない。

避難経路に避難に支障となる物品が置かれている。

最低基準に規定される消火訓練が毎月実施されていない。

現金の管理場所と管理責任者が明確にされていない。

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成21年9月から平成22年3月まで

(2) 指導

実地指導

区 分	所管施設 ・事業所数	実地指導 及び監査	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
介護保険施設	22	8	8	100.0	55
介護老人福祉施設	16	7	7	100.0	51
介護老人保健施設	6	1	1	100.0	4
在宅サービス事業所	237	25	24	96.0	158
訪問介護	45	3	3	100.0	14
訪問入浴介護	0	0	0	-	-
訪問看護	11	2	2	100.0	15
訪問リハビリテーション	5	0	0	-	-
通所介護	51	7	7	100.0	51
通所リハビリテーション	12	0	0	-	-
居宅介護支援	56	6	5	83.3	21
福祉用具貸与	19	4	4	100.0	36
福祉用具販売	19	3	3	100.0	21
短期入所者生活介護	17	0	0	-	-
特定施設入居者生活介護	2	0	0	-	-
合 計	259	33	32	97.0	213

所管施設・事業所数は、H21.4.1現在。介護予防事業所を除く

集団指導

235 事業所を対象に実施

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課(平成21年4月新設)職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成21年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
保険給付の適正化

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭にいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

実地指導

介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事例は認められなかった。各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取り組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

在宅サービス事業所

事業所運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事例は認められなかったが、外部からの情報提供による事実確認(実地指導)を行った際に、サービス提供記録等の拳証資料が十分でなく、報酬返還を行った事例があった。自己点検シートによる運営基準の確認を中心に指導を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止等を目的に集団指導を実施した。

監査

実施なし

(7) 平成21年度の主な指摘事項

介護保険施設

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者またはその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口等)。

身体拘束廃止について利用者家族への説明を十分に行う必要がある。

利用者の居室環境について日常生活の場となるような配慮が必要である。

在宅サービス事業所

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者又はその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口、事業実施地域等)。

事業所及び事業ごとに会計の区分がなされていない。

居宅サービス計画等の各種記録について一部確認できないものがあった。

(8) 営利法人に対する書面監査の実施状況

未実施

(9) その他(良好事例等)

特別養護老人ホームにおいて、入所者の在宅において行われるアセスメント事業を実施している。

特別養護老人ホームにおいて、入所者の多床室の居室を和風の格子等で仕切ることにより生活空間への配慮を行っている。

老人保健施設において、不穏等の症状が認められる利用者について夜間を含めた個別レクリエーションを行っている。